



—記者発表資料—

令和5年3月20日
日本下水道事業団

福島県初のいわき市との災害支援協定を締結しました

日本下水道事業団（JS）は、災害発生時において下水道施設に被害が発生した場合にも、現地調査等の災害支援活動が迅速に開始することができるよう、いわき市と福島県初の災害支援協定を締結しましたので、お知らせいたします。

<協定締結式写真>



内田いわき市長（左）、森岡 JS 理事長（右）

1. 協定締結日

令和5年3月17日（金）

2. 協定対象施設

終末処理場 北部浄化センター、東部浄化センター、中部浄化センター、
南部浄化センター、（計4施設）

ポンプ場 北白土第一ポンプ場、北白土第二ポンプ場 他36施設
（計39施設）

<主な対象施設の写真>



中部浄化センター



北白土第一ポンプ場

(参考)

災害支援協定とは、下水道法及び日本下水道事業団法の一部改正（平成 27 年 5 月 20 日公布、同年 7 月 19 日施行）により創設された災害時維持修繕協定で定めるべき事項に加えて、災害査定に必要な資料作成、現地調査、災害査定への立会等の事項についても定めた、災害時における包括的な支援協定を、JS と地方公共団体との間で締結するものです。

<問い合わせ先>

日本下水道事業団

東北総合事務所

総務・協定課長 金田 修

TEL : 022-221-1350

FAX : 022-221-1355

E - mail : Kanedao@jswa.go.jp